(3)　価格変動準備金等
　共済団体は、価格変動準備金、責任準備金及び支払備金をそれぞれ積み立てなければならないこととした。（第二二条第一項、第二三条第一項及び第二四条第一項関係）

㈢　監督

(1)　共済事業の種類等の変更
　共済団体は、共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容又は他に行う事業の内容の変更をしようとするときは、原則として行政庁の認可を受けなければならないこととした。（第二五条第一項関係）

(2)　共済規程に定めた事項の変更
　共済団体は、共済規程に定めた事項の変更をしようとするときは、原則として行政庁の認可を受けなければならないこととした。（第二六条第一項関係）

(3)　定款の変更の認可
　共済団体の目的、事務所の所在地その他共済事業に関する事項に係る定款の変更については社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第二七条関係）

(4)　届出事項その他
　共済団体は、１の㈢の認可を受けて共済事業を開始したとき等は、その旨を行政庁に届け出なければならないこととした。（第二八条関係）

(5)　健全性の基準
　行政庁は、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとした。（第三一条関係）

(6)　共済規程に定めた事項の変更命令
　行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、共済規程に定めた事項の変更を命ずることができることとした。（第三二条関係）

(7)　業務の停止等
　行政庁は、共済団体の業務若しくは財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該共済団体の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができることとした。（第三三条第一項関係）

(8)　認可の取消し等
　イ　行政庁は、共済団体が、法人の機関、罰則及び行政処分等に関し定める欠格事由に該当することとなったとき等に該当することとなったときは、当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事、監事若しくは会計監査人の解任を命じ、又は１の㈢の認可を取り消すことができることとした。（第三四条関係）
　ロ　行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の１の㈢の認可を取り消すことができることとした。（第三五条関係）

㈣　共済契約の移転等に係る保険業法の規定の準用
　共済団体の共済契約の移転等について、保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する保険業法の規定を準用することとした。（第三七条～第三九条関係）

3　解散等

㈠　解散の原因
　一般社団法人及び一般財団法人の解散の事由のうち、定款で定めた存続期間の満了及び定款で定めた解散の事由の発生は、共済団体に対しては適用しないこととした。（第四一条関係）

㈡　解散等の認可
　共済団体の解散についての社員総会の決議等の事項は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第四二条第一項関係）

㈢　合併の認可
　共済団体の合併（共済団体が合併後存続する場合又は共済団体を合併により設立する場合に限る。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第四五条第一項関係）

㈣　合併に係る保険業法の規定の準用等
　共済団体の合併について、保険業法の債権者の異議に関する特則、合併後の公告等及び合併の登記の申請等の規定を準用することとした。（第四七条第一項関係）

㈤　行政庁による清算人の選任及び解任
　行政庁による清算人の選任、解任等について所要の規定を置くこととした。（第四八条関係）

4　共済募集

㈠　共済募集の制限

(1)　共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。(1)において同じ。）若しくは使用人がその所属共済団体のために共済契約の締結の代理又は媒介（共済代理店である銀行等（銀行その他の政令で定める者をいう。(2)及び７の㈡において同じ。）又はその役員若しくは使用人にあっては、共済契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合に限る。）を行う場合を除くほか、何人も共済募集を行ってはならないこととした。（第五四条第一項関係）

(2)　銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、２の㈢の(4)の届出を行って共済募集を行うことができることとした。（第五四条第二項関係）

㈡　共済募集等に係る保険業法の規定の準用
　共済募集人が行う共済募集について保険業法の所属保険会社等の賠償責任の規定を、共済団体又は共済募集人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について同法の情報提供等の規定を、共済募集を行う共済募集人について同法の業務運営に関する措置の規定を、共済代理店が行う共済募集について同法の自己契約の禁止の規定を、それぞれ準用することとした。（第五五条第一項関係）

5　雑則

㈠　認可等の条件

(1)　行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可等に条件を付し、及びこれを変更することができることとした。（第五七条第一項関係）

(2)　(1)の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならないこととした。（第五七条第二項関係）

㈡　行政庁
　この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とすることとした。（第六一条関係）

6　罰則
　不正の手段により１の㈢の認可を受けた者等に対して所要の罰則を設けることとした。（第六五条～第七三条関係）

7　施行期日等

㈠　経過措置
　認可特定保険業者が共済団体となる場合の従前の保険契約から共済契約への移行措置等について、所要の規定を置くこととした。（附則第二条関係）

㈡　検討
　政府は、４の㈠の(1)及び(2)により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第五条関係）

㈢　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――